

1 基本理念

我が国は、平成 26 年に「障害者権利条約」を批准しましたが、この条約の批准に向けて、様々な国内法の整備が進められました。

特に、平成 23 年に改正された障害者基本法では、第1条において「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」として、“共生社会の実現”を基本理念として明確にしています。

また、障害者基本法以外にも、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者雇用促進法、障害者差別解消法などの関係法令が制定・改正され、障害のある人の生活を支える基盤の整備が進められてきました。

本市ではこれまで、これらの国の動向及び法制度の趣旨を踏まえ、共生社会の実現に向け、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。今後も、一人ひとりの個性と命を大切に、障害の有無にかかわらず、地域の一人ひとりがお互いを尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心してくらししていくことのできるまちの実現を目指します。

基本理念

住み慣れた地域で

安心してくらししていくことのできるまち

2 施策の体系図

【★】は重点項目

基本 理念	施策分野	施策項目
住み慣れた地域で安心してくらしつづけること	1 地域生活支援の充実	(1) 訪問系サービス(居宅介護等)の充実
		(2) 日中活動の場や居場所の確保
		(3) 移動支援施策の充実【★】
		(4) 居住の場の確保【★】
		(5) 地域生活への移行の推進
		(6) 地域生活支援拠点等の整備【★】
		(7) 相談支援体制の充実【★】
		(8) 行動障害の状態にある人への支援の充実
		(9) 医療的ケアの必要な人への支援の充実
		(10) 障害福祉サービス等における 人材の確保と支援の質の向上【★】
	2 雇用・就業の支援	(1) 就労支援の充実
		(2) 多様な働き方の推進【★】
		(3) 農福連携の推進
		(4) 障害者施設からの優先調達
	3 差別解消、権利擁護の推進及び 虐待の防止	(1) 障害を理由とする差別解消の推進
		(2) 障害のある人の権利擁護の推進【★】
		(3) 障害のある人への理解の促進
	4 療育・保育・教育の充実	(1) 療育体制の充実
		(2) ライフステージを通じた支援体制の強化【★】
		(3) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた 保育・学校教育の充実
	5 保健・医療サービスの充実	(1) 精神保健施策の推進
		(2) 難病対策の充実
		(3) 障害の軽減・補完・治療等
		(4) 発達障害のある人への支援の充実
		(5) 高次脳機能障害のある人への支援の充実
	6 情報アクセシビリティの向上及び 意思疎通支援の充実	(1) 情報アクセシビリティの向上
		(2) 意思疎通支援の充実【★】
	7 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動の環境づくり
		(2) 余暇・レクリエーション活動の充実
		(3) スポーツ活動の充実
	8 安心・安全な生活環境の整備	(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
		(2) 防災対策の推進【★】